○農林水産省告示第百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　島根県浜田市旭町都川一一一二の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町上田六九

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　島根県出雲市平田町字城ノ前六一二四の一、六一二六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県吉田郡永平寺町吉峰四三字樽美水無態ケ谷二六の一、二六の二、二七の一、二七の二、二八・三〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び永平寺町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市西川字明神ケ岳四一五の一二六（国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一五の一六・湯西川字龍ノ窪一九六二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市西川字明神ケ岳四一五の一二六（国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一五の一六・湯西川字龍ノ窪一九六二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市西川字明神ケ岳四一五の一二六（国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一五の一六・湯西川字龍ノ窪一九六二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市西川字穴田四一六の三一・四一六の九六・四一六の一〇〇・四一六の一〇九・四一六の一一七（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一六の一二〇（国有林）、四一六の三三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○関東地方整備局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十九日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	小諸市加増二丁目一八九番一から同市加増二丁目一八三番二まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十九日

関東地方整備局長　菊川　滋

㈠ 道路の種類	㈡ 路線名	㈢ 道路の区域		
		区間	変更前後別	敷地の幅員
一般国道	十八号	小諸市加増二丁目一八九番一から同市加増二丁目一八三番二まで	前	一七・五〇～一九・八〇メートル
			後	一七・五〇～二〇・〇〇メートル

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十九日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	小諸市加増二丁目一八九番一から同市加増二丁目一八三番二まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所